

# 鳥取県屋外広告物条例の改正について

住まいまちづくり課

全国的な屋外広告物の落下事故の発生及び外国人観光客の増加に伴う観光案内看板等の規制の弾力化が求められていることを受けて、平成29年3月に国土交通省の屋外広告物条例ガイドラインが改正された。

これを踏まえ、鳥取県屋外広告物条例について、以下の改正を行う。(令和元年9月改正予定)

①有資格者による屋外広告物の安全点検の義務化

②公益上必要な案内看板等(デジタルサイネージを含む)の広告禁止区域における適用除外  
※デジタルサイネージ(電子案内板)とは平面ディスプレイ等によって映像や文字を表示する広告媒体

## 1 経緯・背景

### ○安全点検の義務化について

- 平成27年2月に、札幌市で屋外広告物(袖看板)が落下、歩行者の頭部を直撃し重傷を負う事故が発生し、その後も全国各地で屋外広告物の事故が相次いだ。
- 国は屋外広告物条例ガイドラインを改正し、各自治体に屋外広告物の安全点検の義務化等の取組を求めており、現在12府県で屋外広告物条例が改正され、他の都道府県でも改正が検討されている。
- 鳥取県内で独自の屋外広告物条例を施行している鳥取市と倉吉市も県の条例改正に追随して屋外広告物条例を改正する予定としている。

### ○公共デジタルサイネージに関する規制の運用弾力化について

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日)において、多言語表示に対応した観光案内看板(公共デジタルサイネージ)への広告掲出に係る規制の運用を弾力化と位置付けられている。
- 屋外広告物条例ガイドラインの改正が行われ、公益上必要な施設に表示するものに限り禁止区域での掲出を認める規制緩和が示された。

## 2 令和元年度条例改正の内容

### ①有資格者による屋外広告物の安全点検の義務化に関するもの。

項目	改正内容	改正の理由
安全点検の義務付け	屋外広告物の安全点検の実施及び許可更新時(2年ごと)に点検結果の報告を義務付ける。	屋外広告物の落下事故が全国で発生していることを踏まえ、有資格者に安全点検及び点検結果報告させることを義務付けるもの。
許可の更新	新たに許可の更新の手続きを定める。(現行は有効期間2年の許可手続きのみ)	安全点検結果の報告を許可更新時に義務付けるにあたり、更新の手続きを定めるもの。
処分、手続等の効力の継承	広告主、管理者の変更があった場合に従前の者が行った許可など処分手続等を新たに広告主等になった者に継承する。	新たに更新の手続きを定めるので、許可等の効力を変更後の広告主等に継続させる。

### ②公益上必要な案内看板等(デジタルサイネージを含む)に係る屋外広告物規制の緩和を図るもの。

項目	改正内容	改正理由
禁止区域の適用除外	禁止区域において、公益上必要な施設又は物件に表示、設置する物件であって、その広告手数料を当該公益上必要な施設、物件の管理に要する費用に充てる場合は知事の許可を得て設置を可能とする。	公益上必要な施設に民間広告を表示し、その広告手数料を設置、管理費用に充てることで、このような施設の設置を促進する取り組みを拡大していくため。

【参考】鳥取県でもデジタルサイネージの設置相談が平成29年度に1件あった。鳥取県警から境港市の制限区域内の交番前に設置したいとのことであった。

## 3 屋外広告点検技術者の養成

条例改正施行に向けて、令和元年秋に鳥取県広告美術業組合が屋外広告物点検技能講習会を開催し、安全点検を行うことができる有資格者(技術者)の養成を行い、県も必要な支援を行う。

### ■県が行う支援

- 講習会場借上げ、講習会開催に係る広報

参 考

< 条例改正済の他県の有資格者設定状況 >

都道府 県名	屋外広告士	建築士 一級、二級	屋外広告物 点検技能講 習修了者	広告美術技 能検定合格 者等	電気主任技 術者 第一～三種	電気工事士	屋外広告物 講習会修了 者	点検時期 (許可期間)
青森県	○	○					○	更新時 (3年)
宮城県	○		○		○		△ (電柱公 告のみ)	更新時 (3年)
秋田県	○	○	○					更新時 (3年)
新潟県	○	○						更新申 (3年)
長野県	○	○			○	○		表示、設置、改造 時及びその後3 年に1回
愛知県	○	○	○					更新時 (3年)
三重県	○	○	○	○	○			更新時 (3年)
大阪府	○		○					更新時 (2年)
広島県	○	○	○		○	○		更新時 (1年)
香川県	○	○	○		○			更新時 (3年)
長崎県	○	○						更新時 (3年)
大分県	○	○		○				更新時 (3年)

※愛知県、三重県については広告物の高さが4mを超える場合のみ有資格者の点検を必要とする。

< 鳥取県内における屋外広告業登録業者の有資格者数及び点検時期 >

本県における安全点検を実施する者の技術資格の設定に当たっては、安全点検の実施に必要な広告物の劣化、構造の知識、経験を有する資格とする必要があるため太枠内の資格で検討を行っている。

県内の登録業者 117 社に聞き取り調査を行い、回答があった 65 社のうち、資格保有者を有する登録業者のカバー率は 52%であった。

	屋外広告 士	建築士 一級、二級	屋外広告物 点検技能講 習修了者	広告美術技 能検定合格 者等	電気主任技 術者 第一～三種	電気工事 士	屋外広告物講 習会修了者	点検時期 (許可期間)
鳥取県	19 人	25 人	9 人	19 人	0 人	5 人	71 人	更新時 (2年)

< 中国地方の条例改正の状況 (広島県を除く) >

	条例改正予定	資格者要件	点検時期	許可期間
島根県	未定 (検討中)	設けていない (現状)	更新申請時	3年以内
岡山県	未定 (検討中)	屋外広告士と同等と認められる資格者	検討中	1年以内
山口県	令和元年度末	屋外広告士、点検技能講習修了者、建築士、建築基準法第12条第1項の規定による特定建築物調査員、資格保有者が在籍する屋外広告業登録事業者	3年ごとに目視 検査、18年目か ら精密診断	1年以内